教 改 第 645 号
令和８年 11 月 10 日

保護者の皆様へ

茨城県教育委員会教育長
（ 公 印 省 略 ）

学校と保護者等との良好な関係づくりへのご協力について（お願い）

日頃より、本県の教育活動へのご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。
県立学校では、保護者や地域の皆様と協力しながら、子どもたちの成長を支えていくこととしており、皆様からのご意見やご相談に対し、真摯かつ丁寧な対応に努めているところです。
さて、令和８年 10 月１日に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、カスハラ防止指針に基づき、教育委員会には、カスタマー・ハラスメントから教職員を保護するための措置を講じることが義務付けられました。
つきましては、下記のとおり、「県立学校における対応方針」や「保護者の皆様へのお願い」を整理しましたので、添付のチラシ（県教育委員会作成、文部科学省作成）と併せてご確認いただきたいと存じます。
今後も、学校との良好な関係づくりに、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

１　県立学校における対応方針（不当なハラスメント行為（過剰な要求等）への対応）

以下のような行為が見られる場合は、学校として毅然とした対応をとらせていただきます。

- 暴言・威圧・人格を否定するような言動
- 長時間の拘束・繰り返しの不当な要求
- 過度な謝罪・不相当な対応の強要
- SNS やインターネット上での誹謗中傷、写真等の無断掲載、プライバシー侵害

※　正当なご意見・ご相談や、障害者差別解消法に基づく配慮の申し出等を妨げるものではありません。

※　悪質な内容によっては対応を中断・打ち切り、警察への通報や法的措置をとる場合があります。

２　保護者の皆様へのお願い（ご連絡・ご相談について）

（１）連絡手段

学校への連絡は、原則として公用電話や代表メール等へお願いいたします。

（２）電話での応対

原則として勤務時間内とし、15～30 分程度を目安とさせていただきます。また、内容を正確に記録するため、必要に応じて録音をさせていただく場合があります。

（３）ご来校・面談

事前の予約をお願いしております。時間は原則 30 分以内とし、原則２名以上の教職員で対応させていただきます。

【問い合わせ先】
茨城県教育庁学校教育部教育改革課
人事制度改革担当
TEL　029-301-5399